

出水工業高等学校いじめ防止基本方針(令和7年版)

『いじめ』とは…児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 H25 年法律第 71 号）

PTAとの連携

- ・学級 P T A
- ・学年 P T A
- ・ P T A 総会

【いじめ防止対策委員会】

【目的】いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図る

【構成】管理職，各部主任，工業科主任，その他必要に応じた関係者及び外部専門家

県教委との連携

- ・指導主事の派遣及び助言
- ・いじめ問題解決チームの派遣及び助言
- ・研修等への講師派遣

関係機関との連携

- ・警察
- ・児童相談所
- ・市町の福祉部局

【いじめの未然防止】

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育，人権教育の推進
- ・HR 活動を通じた道徳心向上の育成
- ・生徒会と連携した未然防止活動
- ・生徒理解を深め，躰指導・見届け指導を共通実践する
- ・学校生活に目標を持たせ，自己指導能力向上や自己実現する喜びを成就するため，教員が互いに連携・フォローする環境を形成

【いじめの早期発見】

- ・教育相談の実施
- ・定期的な生活実態調査と分析
- ・学校楽しいーと，SNS チェックシートの活用
- ・学年会等での生徒状況の共有化や職員研修の充実
- ・欠席が多い生徒，気になる生徒の家庭訪問や SC 面談，家庭との連携

【いじめ発生時の対応】

- ・早期対応による被害者，加害者への適切なケア及び指導
- ・被害者生徒を徹底して守るため，解決に向けて学校全体で組織的に対応
- ・二次被害を防止するため，生徒間での憶測による情報発信をさせない指導
- ・教職員全員の共通理解，保護者の協力，SC や外部機関との連携
- ・加害生徒に対しては，当該生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

学校評価委員会

- ・管理職（校長・教頭）
- ・4 部主任
- ・ P T A 会長
- ・同窓会長
- ・近隣の中学校長
- ・地域代表

個々のいじめに関係の深い職員

- ・学級担任，副担任
- ・養護教諭
- ・部活動顧問 等

スクールカウンセラー（S C），外部機関